

公益社団法人 関西吟詩文化協会

公認 鷺伸吟詠会 規約・規程

- 公認 鷺伸吟詠会 規約
- 財務規約
- 名誉講師等に関する規程
- 各種競吟大会実施規定
- 慶弔規程
- 特別表彰規定
- 雅号申請及び授与に関する規定
- 指導機関に関する規程

公認 鷺伸吟詠会規約

制定平成 20 年 4 月 1 日施行
改定平成 21 年 1 月 25 日施行
改定平成 23 年 10 月 8 日施行
改定平成 23 年 12 月 17 日施行
改定平成 24 年 5 月 20 日施行
改定平成 25 年 9 月 22 日施行
改定平成 26 年 5 月 11 日施行

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、公益社団法人関西吟詩文化協会 公認 鷺伸吟詠会「以下（吟詠会）」と称する。

(事務所)

第 2 条 吟詠会は名古屋市中区丸の内 3 丁目 15 番 21 号大栄ビル 3 号館 308 号に事務局をおく。

2 事務局に関する規程は別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 吟詠会は、公益社団法人関西吟詩文化協会総本部「以下（総本部）」の設立の本旨に基づき、総本部諸事業に参画する。

2 吟詠会は吟道にいそしみ、詩歌吟詠を通じて人格の向上、情操の涵養につとめ文化の発展に寄与し、青少年の健全なる精神の陶冶に資し社会に貢献する。

3 吟詠会は会員相互の親睦と吟詠会・支部の発展に寄与するとともに、併せて吟詩の普及振興及び継承することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 吟詠会は、本規約第 3 条の目的達成の為に次の事業を行なう。

- 1 総本部が発行する教本に基づく、詩歌吟詠の研鑽
- 2 総本部及び加盟連合会が主管する事業（記念大会・競吟大会等）への参加
- 3 会員の増強に関する吟詠普及推進事業及び地域住民との交流
- 4 周年大会及び記念大会
- 5 各種競吟大会

- 6 詩歌吟詠に関する資格認定の実施及び総本部推薦
- 7 支部事業等の後援
- 8 機関誌及び鷺伸吟詠会ニュースの発行
- 9 総本部及び他友好会、支部並びに他の友好団体との交流事業
- 10 会員相互の親睦を図る為の諸事業
- 11 地域ボランティア活動及び青少年への吟詠普及活動
- 12 指導者育成に関する事業
- 13 その他理事会及び常任理事会において、目的達成ために必要と認められた事業。

第3章 事業組織

(組 織)

第5条 吟詠会は、公益社団法人関西吟詩文化協会に属し、その会員資格を有する者を以って組織する。

- 2 吟詠会は吟詠会の支部「以下（支部）という」をもって組織する。
- 3 支部は分会をもって組織し、分会は吟詠会の会員「以下（会員）という」をもって組織する。
- 4 吟詠会に意思決定機関として理事会を置く。
- 5 吟詠会に執行機関として常任理事会を置く。
- 6 吟詠会に指導機関を置き、運営については別に定める。
- 7 吟詠会に親睦機関として幼少年部（小・中学生）、青年部、女性部、華頂部の四部を置く。

(支部の設立及び分会及び会員)

第6条 支部の設立は、常任理事会が会長の同意を得て決定し、総本部に申請する。設立後すみやかにその概要を機関誌等にて告示する。支部設立の基準は総本部細則第3条による。

- 2 新設の支部講師は会長が推薦し、常任理事会の承認を得る。
- 3 分会は別に定める各支部規約に基づき設立されるものとする。
- 4 会員は吟詠会に所属する。
- 5 会員は吟詠会財務規約第2条に定める会費を、支部を通じて吟詠会に納めるものとする。
- 6 会員は規約及び規程に基づく理事会の決定を遵守しなければならない。
- 7 支部講師又は支部長は、会員の増減数を速やかに事務局に報告しなければならない。

第4章 会員及び代議員 (会 員)

第7条 吟詠会は、次の会員を置く。

- 1 会 員 本規約第5条の該当者で吟詠会の目的に賛同した者。
- 2 名誉会員 吟詠会に特に功績があった者で、理事会の決議をもって推薦された者。

(入 会)

第8条 吟詠会に入会しようとする者は、所属支部の指導責任者（支部講師）を通じ、所定の入会申込書を、会主・会長宛てに提出しなければならない。

- 2 入会申し込みがあったとき、会主・会長はこれを決定し、総本部に申請する。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。

(除名・会員資格喪失)

第10条 除名及び会員資格の喪失については、総本部定款第10条並びに第11条に準じておこなう。

(代議員)

第11条 吟詠会は、総本部が定める代議員選出規則に則り、代議員を選出する。

第5章 役 員

(役員の設定)

第12条 吟詠会に次の役員を置く。

会主・会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名
副理事長 若干名 常務理事 1名 事務局長 1名
常任理事 15名以内 会計監査 2名
理事 第9章 第26条2項の定めによる定数とする。

(役員を選任)

第13条 吟詠会の役員選任は、会主・会長、副会長、理事長の推薦をもって常任理事会の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

- 1 理事は各支部講師・支部長及び第9章 第26条2項の定めにより各支部から推薦された者で構成する。
但し、常任理事及び常任相談役は含まない。
また、女性部・青年部・華頂部の部長は理事とする。
- 2 常任理事は、理事の互選により選出する。
- 3 会主・会長、副会長、理事長は、常任理事の互選により選出する。
- 4 会計監査は、吟詠会組織の役員と兼任できない。
- 5 吟詠会は、本規約第14条に則り、専任の部長を選出し任務を遂行する。

(役員及び役員の任務)

第14条 役員及び役員の支部との係わり

役職名	定数	任務の概要
会主・会長	1名	吟詠会を統轄し、親師範として指導者及び会員の指導育成にあたる
副会長	若干名	1 会主・会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代行する 2 会主・会長の任命により責任講師としての役割を受け持つ
名誉講師、顧問、 常任相談役、 相談役、参与	若干名	吟詠会に対し建設的な助言をし、その運営に協力する
理事長	1名	1 吟詠会の運営責任者として、会主・会長を補佐する 2 常任理事会の議長を担当する
副理事長	若干名	理事長を補佐する
常務理事	1名	1 理事会等の決定事項を実行する 2 総本部と外部団体の実務を担当する
事務局長	1名	総務及び吟詠会の事務処理を担当する
財務部長	1名	吟詠会の財務を担当し会計処理を行なう
指導部長	1名	吟詠指導を担当する。研修会を立案し実行する
渉外部長	1名	1 部長は渉外関係及び関西吟詩関係事業を所掌する 2 外部団体の各事業は渉外部で「専任担当制」とする
組織部長	1名	1 吟詠会支部及び分会会員の増強活動と、円滑な運営をを推進する。会員増強推進チームの運営。 2 吟詠会規約及び規程の改廃を立案する
事業部長	1名	1 吟詠会事業を企画、実施する 2 各支部のボランティア活動を推進する 3 会員の親睦を図る事業を企画推進する ボランティア活動チームの運営。

広報部長	1名	1 機関誌発行等の吟詠会広報活動を担当する ホームページ編集チームの運営
四部担当部長	1名	吟詠会の四部を担当し、各支部との調整を図る
常任理事	若干名	常任理事会に出席し、議事を協議する
理事		支部会員を代表し、理事会に出席して議事を協議する
会計監査	2名	吟詠会の会計を監査し、理事会に報告する

2 必要に応じて各部組織内に、部会を設置することができる。

(役員任期と定年)

第15条 本規約第12条及び第13条により、定められた役員任期は、2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じ補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員定年は満75歳とする。

但し、吟詠会・支部の現状及び状況に鑑み、識見等を考慮し、支部からの推薦が満80歳までは常任理事会の決議により延長も可とする。なお、会主・会長、副会長、理事長はその限りでない。

(名誉講師・顧問・常任相談役・相談役・参与)

第16条 吟詠会の運営を円滑にする為、常任理事会及び理事会の決議を経て、名誉講師・顧問・常任相談役・相談役・参与を置くことができる。

第6章 会議

(会議)

第17条 吟詠会の会議を次のとおり定める。

1 正副会長会議 必要に応じて会長が招集し重要案件を審議する。

2 理事会 会主・会長及び理事長が招集し、意思決定機関として毎年2回開催する。当年度の事業報告、会計報告並びに次年度の事業計画、予算の承認、規約の改廃など、重要事項の審議決議を行なう。但し、常任理事会において必要と認めたときは臨時理事会の開催を決め、会主・会長及び理事長が招集する。

3 常任理事会 理事長が招集し、執行機関として定例的に開催、吟詠会の運営に必要な事項、重要な案件の審議を行ない執行する。

- 4 部会 吟詠会の事業を推進する機関として随時開催し、必要事項を協議し推進する。尚、部会はその都度常任理事会に報告しなければならない。

(理事会)

- 第 18 条 理事会は、第 5 章 第 13 条の定めにより支部から推薦された会員をもって構成し、理事会を組織する。
- 2 理事会に議長 1 名、副議長 2 名及び書記 2 名をおき、理事会で互選する。
 - 3 議長、副議長及び書記の任期は 2 年とし、欠員が生じた場合は補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(常任理事会)

- 第 19 条 吟詠会に常任理事会を置くことができる。
- 2 常任理事会は、会主・会長、副会長、常任相談役、理事長、副理事長、常務理事、事務局長、常任理事及び支部講師、支部長とする。
 - 3 常任理事は理事会で互選する。
 - 4 常任理事の任期は 2 年とし、欠員が生じた場合は補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 常任理事は各任務を担当し常任理事会の決議を得て実行する。
 - 6 常任理事会の決議は、出席常任理事の過半数によって決める。

(会議の成立、定足数及び表決等)

- 第 20 条 本規約第 6 章の会議は、構成員の過半数の出席を以って成立する。なお、会議は正副会長会議、理事会、部会を除き理事長がこれを招集する。
- 2 理事はそれぞれ一個の採決権を有する。
 - 3 理事会は、全理事の過半数の出席がなければ開催し表決することができない。
 - 4 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって採決し、又は所属する支部の理事に採決の行使を委任する事ができる。この場合は、その理事は出席したものとみなす。
 - 5 理事会の決議は、出席理事の過半数によって決める。

第7章 資産及び会計

(経費)

第21条 吟詠会の収入は、会費及び寄付金、その他を以ってこれにあてる。

(会費)

第22条 吟詠会の会費は別に定める吟詠会財務規約に約定する。

2 臨時会費が必要とされる時は、常任理事会の決議を経て徴収する事ができる。

(事業年度)

第23条 吟詠会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第24条 吟詠会の予算及び決算は事業年度終了後、所定の書式に則り常任理事会及び理事会に報告しなければならない。

第8章 雑則

(常任理事会への委任)

第25条 この規約の実施に関し不測の事項は、常任理事会で協議し定める。

第9章 附則

第26条 1 本規約とは別に次の規約及び規程を定めることができる。

- ① 財務規約
- ② 名誉講師等に関する規程
- ③ 各種競吟大会実施規程
- ④ 慶弔規程
- ⑤ 特別表彰規程
- ⑥ 雅号申請及び授与に関する規程
- ⑦ 指導機関に関する規程
- ⑧ 会員増強活動の成果表彰規程（仮称）
- ⑨ 福祉関連の会規程（仮称）

2 本規約第12条及び第13条の1項に定める理事の定数は、下記のとおりとする。

- ① 定数は、支部講師・支部長を除いて理事の定数と定める。
- ② 支部より推薦される理事の定数は、会員10名につき1名の割合で理事を推薦することができる。但し、10名に満たない場合は四捨五入とする。

- ③常任理事及び常任相談役が選出されている場合は、各支部はその人数の理事を推薦及び補充する事ができる。
 - ④理事定数を定める会員の人数は改選年度の4月1日付けを基準とする。
但し、平成23年度は規約改定により平成23年11月30日の会員数とする。
- 3 従来（社）関西吟詩文化協会名古屋支部に属していた財産及び権利義務の一切は、この吟詠会（公認 鷺伸吟詠会）が継承するものとする。

（会則の施行）

第27条 本会則は平成20年4月1日から施行する

- 2 この会則の一部改正 平成21年 1月25日から施行する。
- 3 この会則の一部改正 平成23年10月 8日から施行する。
- 4 この会則の一部改正 平成24年 5月20日から施行する。
- 5 この会則の一部改正 平成25年 9月22日から施行する。
- 6 この会則の一部改正 平成26年 5月11日から施行する。

公認 鷺伸吟詠会 内規

制定 平成 25 年 9 月 22 日

(趣旨) 新たに推進事業を行うため「内 規」を定める。

規約第 1 4 条 (役員及び役員の任務)

- ① 組織部長の 1 項「会員増強活動を推進」・・・会員増強推進チーム
- ② 事業部長の 3 項「ボランティア活動の推進」・ボランティア活動チーム
- ③ 広報部の 1 項「会のホームページを開設し活動を推進する」
・・・ホームページ編集チーム

- ☆1. チームの編成に当たっては各支部から人材の推薦を受ける。
- 2. 理事長及び各部長のもとに初回会合を開き、チーム会議の総意で活動を始める。
- 3. 1 名をリーダー、1 名をマネージャーに互選し、他はチーム員としてアシストする。
- 4. 1 名をリーダー、年間予算を付け必要に応じて例会を開く。欠席の場合は代理人の出席を求める。

※<規約・規程の施行>

競吟大会、昇段試験については平成 2 6 年度から、その他の承認事項については即日実施する。

- 1 本内規は 平成 2 5 年 9 月 22 日より施行する。

公認 鷺伸吟詠会 財務規約

制定平成 20 年 4 月 1 日施行
改定平成 21 年 1 月 25 日施行
改定平成 23 年 10 月 8 日施行
改定平成 24 年 5 月 20 日施行
改定平成 25 年 9 月 22 日施行

(目的)

第 1 条 この規約は、公益社団法人関西吟詩文化協会公認鷺伸吟詠会「以下(吟詠会)という」の健全な運営と事業目的を達成する為に、会員の会費並びに臨時会費などについて、計画的運用と財務会計の取決めを約定するものである。

(会費)

第 2 条 吟詠会規約第 6 条第 5 項による会員が納める吟詠会会費の額は、一人月額 1,100 円とする。但し東海地区以外の支部の吟詠会会費は、本財務規約第 11 条に定める。

2 幼少年部(幼・小・中学生まで)に所属する会員及び学生(高校生・大学生)は、吟詠会会費の納入を免除する。

(納期)

第 3 条 吟詠会会費は、支部長が支部ごとにとりまとめ、吟詠会の請求に基づいてすみやかに、吟詠会の会計へ納付する。

(減免)

第 4 条 吟詠会会長は、特に必要であると認められるときは、常任理事会に諮って、吟詠会会費の全部又は一部を減免することができる。

(現金納付)

第 5 条 吟詠会会費は、現金で納付するものとする。

2 吟詠会会費のほか、支部に納付する現金の納付方法は、すべて吟詠会指定の郵便振替によるものとする。

(領収書)

第 6 条 吟詠会会費その他吟詠会に納付する現金の領収書は、郵便振替送付控書をもって代える。

(会計帳簿)

- 第7条 会計は吟詠会の経理に関する帳簿を作成し、吟詠会会計に収入又は支出があったときは、そのつど記帳し、吟詠会会計の経理状況を明らかにするものとする。
- 2 会計は四半期ごとに仮決算を行い、収支状況の把握に努め健全財政の確保に努めなければならない。
 - 3 会計は一般会計及び特別会計とし、特別会計は一般会計の収入及び支出と区別して経理する。

(現金の保管)

- 第8条 吟詠会会計の現金は、ゆうちょ銀行またはその他銀行普通預金など、最も確実かつ有利な方法によって保管するものとする。

(備品及び商品の管理)

- 第9条 吟詠会の備品は常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用するものとする。
- 2 年度末には在庫調査を行い、適正な決算処理を行なわなければならない。

(会計監査)

- 第10条 会計監査は、必要に応じ随時会計を監査するものとする。
- 2 会計監査は、監査結果を定例理事会において報告するものとする。

(付 則)

- 第11条 第2条に定める、東海地区以外の支部の吟詠会会費について、北九州支部、加美支部、大阪伸友支部の各支部は会員数に応じて下記年会費を吟詠会へ納付する。
- 会員数 100名未満の場合は10,000円とする。
- 会員数 100名以上の場合は20,000円とする

(規約の施行)

- 第12条 この規約は、平成20年4月1日から施行。
- 2 一部改正、平成21年1月25日より施行。
 - 3 吟詠会財務規約として改定、平成23年10月8日より施行する。
 - 4 一部改正、平成24年 5月20日より施行
 - 5 一部改正、平成25年 9月22日より施行

公認 鷺伸吟詠会 名誉講師等に関する規程

制定平成 21 年 1 月 25 日施行

改定平成 23 年 10 月 8 日施行

改定平成 24 年 5 月 20 日施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人関西吟詩文化協会公認鷺伸吟詠会「以下（吟詠会）という」規約第 14 条及び第 16 条に定める名誉講師、顧問等について、その適用する範囲及び基準等について必要な事項を定めるものとする。

(被推薦者並びにその基準)

第 2 条 吟詠会規約第 5 章に定める組織の役職者等の任務を全うし、特に功績のあった会員に名誉講師、顧問、常任相談役、相談役、参与、名誉会員を適用することができる。

- 2 名誉講師 吟詠会の親師範・責任講師として永年、吟詠会の発展と指導者育成及び会員の吟詠力の向上に多大な功績を挙げた者。
- 3 顧問 会主・会長、理事長の推挙による者。
- 4 常任相談役 副会長、副理事長及び常任理事として、多年吟詠会会員に対し指導並びに吟詠会運営に多大な貢献があった者。
(2) 役割として、理事長の要請により常任理事会の会議に出席し、協議に参画するものとする。
- 5 相談役 常任理事として吟詠会会員に対し、指導並びに吟詠会運営に多大な功績があった者。
- 6 参与 常任理事及び理事として多年にわたり、指導並びに吟詠会運営に多大な功績があった者。
- 7 名誉会員 参与に準ずる顕著な功績があった者と、支部・分会役員として多年にわたり功績があり、吟詠会に対して貢献著しいと評価された者。

(会費の免除)

第 3 条 名誉講師・顧問・名誉会員に承認された者は、総本部年会費・吟詠会会費を免除するものとし、吟詠会の負担とする。

(手続き)

第 4 条 本規程第 2 条顧問等の承認手続きについては、次のとおり進めるものとする。

- 1 名誉講師及び顧問については、会長及び理事長の推挙により常任理事会に諮るものとする。
- 2 常任相談役、相談役及び参与については、理事長がそれぞれ必要とする者について推挙し、常任理事会に諮るものとする。
- 3 名誉会員については、被推薦者が所属するところの支部講師・支部長の推薦により、常任理事会に諮るものとする。
- 4 上記議案を承認した常任理事会以降、最初に開催される理事会に提案し議決するものとする。
- 5 会主・会長は、理事会の議決後すみやかに委嘱もしくは推薦の手続きを行なうものとする。

(必要書類)

第5条 各項の申請については、別紙様式により行なうものとする。

(書類の管理)

第6条 書類については、吟詠会が存続する限り管理するものとする。

- 2 この場合電磁式記録メディア等において管理することもできるものとする。

(付則)

第7条 既被推薦者の取扱いについては、現状のままとする。

(規程の改定)

第8条 本規程の改定は、常任理事会の承認を得て行なうものとする。又、定めなき事項が発生した場合も同様、常任理事会で審議し決定する。

(規程の施行)

第9条 本規程は平成21年1月25日制定。

- 2 改定 平成23年10月8日より施行する。
- 3 改定 平成24年5月20日より施行する。

公認 鷺伸吟詠会 各種競吟大会実施規程

制定平成 21 年 5 月 2 日施行

改定平成 23 年 4 月 1 日施行

改定平成 24 年 5 月 20 日施行

改定平成 25 年 9 月 22 日施行

改定平成 26 年 4 月 19 日施行

(目 的)

- 第 1 条 この規程は公認鷺伸吟詠会「以下（吟詠会）という」の設立の本旨に基づいて、会員の漢詩・詩歌吟詠の研鑽と吟詠力の向上を図ることを目的とする。
- 2 吟詠会が主催する吟詠大会の企画、参加資格、内容、審査、表彰などの運営基準を制定する。
 - 3 総本部並びに関係する対外友好団体が主催する、吟詠大会への出場資格方針の決定、選考、推薦などの参考とし、吟詠会の円滑な運営を図る。

(競吟名称)

第 2 条 競吟の名称は次のとおりとする。

- 1 独吟
 - イ 「師範大会」と称し吟詠会が主催し、総本部指導者級吟士権者大会東海地区出場者の選考を行なう。
 - ロ 「吟詠会競吟大会」と称し、吟詠会が主催し各支部より選考された出場者の競吟大会を行なう。
- 2 連吟・合吟・和歌
「吟詠会 連吟・合吟・和歌競吟大会」と称し、吟詠会が主催し競吟大会とする。

(運 営)

- 第 3 条 吟詠会は大会役員を選出し、大会の運営にあたる。
- 2 本規程第 2 条「師範大会」「吟詠会競吟大会」は吟詠会がその運営を行なう。
 - 3 「連吟・合吟・和歌競吟大会」は吟詠会がその運営を行なう。

(開 催)

第 4 条 本規程第 2 条に定める競吟大会は年一回の開催とする。

(経 費)

- 第5条 師範大会、吟詠会競吟大会、連吟・合吟・和歌競吟大会は、出吟者の参加費（出吟料）で賄い運営することを基本とする。
- 2 幼少年の吟者は出吟料を免除するものとする。

(資 格)

- 第6条 参加資格は、公益社団法人関西吟詩文化協会 公認鷺伸吟詠会の会員であること。
- 2 独吟出吟者の場合、開催年の4月1日現在の段位又は春季昇段試験の合格段位とし、年齢は開催年の4月1日現在の満年齢とする。
- (2) 独吟出吟者の場合、前年度優勝者は優勝の翌年度のみ同部門での出吟資格はないものとする。和歌も独吟出吟者に準ずる。
- (3) 連吟、合吟の場合は本規程第7条3項の二、4項のホに示す。
- 3 競吟種目
- ・幼少年の部「中学三年生までとし、段位は問わない」
 - ・新人の部「前年度4月1日以降に入会した者」
 - ・初級の部「無段、初段、二段の者」
 - ・上級の部「三段の者、四段の者、但し資格保有者は除く」
 - ・師範代の部「指導資格を有した者」
 - ・準師範の部「指導資格を有した者」
 - ・壮年〈一〉の部「65歳以上の無段～二段の者」
 - ・壮年〈二〉の部「65歳以上の三段～六段の者」
 - ・壮年〈三〉の部「65歳以上の七段以上の者」
- 4 師範大会「吟士権者東海地区出場選考会」の場合は、総本部師範以上の資格者であること。
- 5 連吟・合吟・和歌競吟大会は出吟資格、段位は問わない。

(要綱及び審査並びに表彰)

- 第7条 次の要綱及び審査を基準に選考し表彰を行なう。
- 1 師範大会「吟士権者東海地区出場選考会」
- イ 東海地区選考会への出場資格者を選出する。
 - ロ 伴奏はCD（燦燦）を使用する。
 - ハ 吟題は教本掲載の八句詩とする
- 2 独吟競吟大会
- イ 教本記載の四句詩を自由に選んで吟題とする。
 - ロ 上位5位「これを含めて入賞は出吟者の30%とする」を表彰する。3位までは副賞付とする。

- ハ 準師範、師範代は上位 5 名で決勝吟詠を行なう。
準師範の決勝吟詠は八句詩を吟題とする。
師範代の決勝吟詠は四句詩を吟題とし、予選と吟題を変える。
- ニ 準師範及び師範代は CD 伴奏とし、使用 CD は「燦燦」とする。

3 連吟

- イ 教本記載の八句詩を自由に選んで 2 名で吟詠する。
- ロ 出吟資格、段位は問わないが、同支部内で組むことは可能とする。
- ハ 上位 5 組「これを含めて入賞は出吟組の 30%とする」を表彰する。
3 位までは副賞付とする。
- ニ 前年度の優勝組は出場できない。但し出場者の組合せが替れば出場は可能とする。
- ホ 二人の吟詠の要綱は二句ごとを交互に吟じ、最後の一節のみ合吟とする。又、輪唱は認めない。

4 合吟

- イ 教本記載の四句詩を、5 名一組で吟ずる。
- ロ 出吟資格、段位は問わない。一分会で二組以上の出吟も可能とする。
- ハ 同一支部内で他分会と合同での出吟も可能とする。
- ニ 上位 5 組「これを含めて入賞は出吟組の 30%とする」を表彰する。
3 位までは副賞付とする。
- ホ 前年度優勝チームは同じメンバーでの出場は出来ない。但し、
2 名以上メンバーを入れ替えれば出吟できる。

5 和歌

- イ 教本D号記載の和歌より自由に選択できる。
- ロ 段位は問わない。
- ハ 上位 5 位「これを含めて入賞は出場者の 30%とする」を表彰する。
3 位までは副賞付とする。

6 各支部から吟詠会競吟大会への出場資格及び要綱については、次のとおりとする。

① 吟詠会競吟大会への出場は、希望者全員の参加を目標に吟詠会主催で行うものとする

② 競吟大会の前に、審査員研修会を実施する

7 吟詠会が主催する競吟大会の各部門の上位入賞者は、総本部競吟大会並びに对外友好団体への出場者推薦の参考とする。

(規程の改正・施行)

第8条 この規程に定めない事項が生じた場合は、常任理事会で検討、決定する。

- 2 本規程は平成21年5月02日制定。
- 3 本規程は平成23年4月01日改定。
- 4 本規程は平成24年5月20日改定。
- 5 本規程は平成25年9月22日改定。
- 6 本規程は平成26年4月19日改定。

公認 鷺伸吟詠会 慶弔規程

(目 的)

第1条 本規程は、会員の慶事、弔事に関する公認鷺伸吟詠会としての対応を定めたものであり、会員の相互扶助の一助とする。

2 総本部及び友好関係団体への慶弔については、別途協議対応するものとする。

(弔 事)

第2条 会員が死亡した場合の弔事対応

対象者	香 典	供花料	その他
会 員	—	—	弔電
師範代	5,000 円	—	弔電
準師範	5,000 円	—	弔電
師 範	10,000 円	—	弔電
副理事長	10,000 円	5,000 円	弔電及び お淋見舞 3,000 円

2 会主・会長、副会長、常任相談役は別途定める。

第3条 家族が死亡した場合（配偶者、両親、子供 但し、同居に限る）

対象者	香 典	供花料	その他
理 事	—	—	弔電
副理事長/常任理事	5,000 円	—	弔電

2 会主・会長、副会長、常任相談役は別途定める。

(病気お見舞い)

第4条 病気入院1ヶ月以上のお見舞いに関して

対象者	見舞金
副理事長	5,000 円

2 会主・会長、副会長、常任相談役は別途定める。

(付則)

第5条 本規程に定めなき事項について、必要と判断した場合は正・副会長が協議の上、決定する。

2 この規程は、平成21年1月25日制定。

3 この規程の改定は平成23年10月8日より施行する。

4 この規程の改定は平成24年5月20日より施行する。

公認 鷺伸吟詠会 特別表彰規程

制定平成 21 年 1 月 25 日施行

改定平成 23 年 10 月 8 日施行

改定平成 24 年 5 月 20 日施行

改定平成 26 年 5 月 11 日施行

(目 的)

第 1 条 公認鷺伸吟詠会「以下(吟詠会)という」特別表彰規程は、吟詠会規約第 2 章「目的及び事業」の達成のため、吟詠の高い評価と吟詠会の名声に著しく寄与、貢献された会員に対し、特別の表彰を行い、栄誉を称えるものである。

(対象競吟大会及び評価)

第 2 条 対象となる競吟大会は次のとおりとし、評価対象は優勝者とする。

- ・ 総本部主催の全国指導者級 吟士権者決定大会
- ・ 総本部主催の全国準師範・師範代競吟大会
- ・ 総本部主催の新人・中間層競吟大会
- ・ ヴォックス音楽吟詠会 全国決勝大会
- ・ 愛国詩吟総連盟 全国決勝大会
- ・ 日本吟詠総連盟 全国決勝大会
- ・ (財) 日本吟剣詩舞振興会主催 全国決勝大会
- ・ (財) ビクター吟友会 全国決勝大会

(特別表彰)

第 3 条 吟詠会の表彰状及び副賞を授与しその栄誉を称える。

(各種事業の表彰)

第 4 条 規約第 3 条の目的達成のための事業に関して貢献したものを評価して表彰する

- 1 幼少年及び青年の吟詠指導に永年(4年以上)貢献したものの。
- 2 会員増強に著しく貢献した、支部、分会、個人
- 3 地域社会、学校教育等において、吟詠に関するボランティア活動を継続的に行い、申請により事業部長が常任理事会に提案して協議する(申請用紙は本部様式を参考にする)
- 4 本会の広報活動に従事し、本会の名声昂揚に著しく貢献したものの。
- 5 本会の役員(理事以上)として多年(10年以上)に亘り尽力し、本会の発展に貢献したものの。

(付則)

第5条 この規程は、平成21年1月25日に制定。

2 この規程の一部改定は平成23年10月8日より施行する。

3 この規程の一部改定は平成24年5月20日より施行する。

4 この規程の一部改定は平成26年5月11日より施行する。

公認 鷺伸吟詠会 雅号申請及び授与に関する規程

制定平成 21 年 1 月 25 日施行

改定平成 23 年 10 月 8 日施行

改定平成 24 年 5 月 20 日施行

(目 的)

第 1 条 公認鷺伸吟詠会「以下（吟詠会）という」の会員が、公益社団法人関西吟詩文化協会の吟法を正しく遵守し伝承するとともに、自らの人格の錬成「陶冶」と吟詠力向上の証とする会員の雅号を授与するにあたり、吟詠会としての基準、申請などを定めるものである。

(申請資格)

第 2 条 吟詠会の会員であること。

2 昇段試験三段以上の合格者であること。

(授与資格)

第 3 条 会員の雅号は、その会員が所属する分会の担当講師が授与する。

2 授与できるのは、師範以上の指導資格を有する分会講師であること。

(雅号の選択)

第 4 条 会員が申請する雅号は、担当講師の雅号の一部「字」を含んで申請する。

(例) 講師の一文字が 1 幸の場合、2 の部分にあたる文字を申請する

1 2
幸 伸

2 担当講師が師範の資格を有さない場合、その担当講師が師範の資格を取得するまで待たなければならない。但し、会員の希望に応じて、その担当講師を指導した講師から雅号を受けることができる。

(雅号の申請)

第 5 条 吟詠会所定の雅号申請用紙によって申請し、吟詠会所定の雅号証状によって授与する。

2 雅号申請の「文字」は原則として、常用漢字（1981 年告示）を使用するものとする。

(雅号料)

第6条 雅号料は申請時に1名4,000円とし、これを次のとおり配分する。

	雅号発行者	担当講師/ 師範未達	鷺伸吟詠会	合計
A	3,000	—	1,000	4,000
B	2,000	1,000	1,000	4,000

但し、上表のBは、本規程第4条2項に該当する場合である。

- 2 吟詠会に納入する金額は、証状作成費（用紙印刷代、筆耕料等）に充当するものとする。

(雅号発行年月日)

第7条 雅号発行は、年2回で春季昇段者は7月10日付け、秋季昇段者は翌年1月10日付けで発行する。

(授与の方法)

第8条 雅号は支部講師から会員へ授与するものとする。

(規程の改定)

第9条 本規程に定めなき事項が生じた場合は、常任理事会で決定する。

- 2 本規程の改正は、常任理事会で決定する。

(規程の施行)

本規程は、平成21年1月25日に制定。

- 2 本規程の一部改正、平成23年10月8日より施行する。
- 3 本規程の一部改正、平成24年5月20日より施行する。

公認 鷺伸吟詠会 指導機関に関する規程

制定平成 23 年 10 月 8 日

改定平成 24 年 5 月 20 日

改定平成 25 年 9 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人関西吟詩文化協会公認鷺伸吟詠会「以下(吟詠会)という」規約第 5 条 6 項にもとづき制定するものである。吟詠会は公益社団法人関西吟詩文化協会「以下(総本部)という」の伝統ある吟詠を正しく継承し、会員の吟詠力を向上させるため 次の指導機関をおく。

(組織)

第 2 条 吟詠会に、会主・会長、責任講師、指導部長、支部講師、支部講師代理、分会講師、分会講師代理 各 1 名をおく。

(選任)

第 3 条 会主・会長は吟詠会の指導を統括する。責任講師は副会長の中から会主・会長が委嘱する。指導部長は会主・会長及び責任講師の推薦により常任理事会が選任する。支部講師は会主・会長が常任理事会の決議を経て委嘱する。支部講師代理及び分会講師は支部講師が常任理事会の決議を経て委嘱する。

(運営)

第 4 条 総本部の研修会の内容を伝達するため 支部講師研修会、指導者全員研修会を随時開催する。この研修会は責任講師及び指導部長が招集する。その他 総本部等の外部団体が主催する競吟大会に出場する会員に対して指導部長は必要に応じて特別練習会を開催することができる。

(昇段・昇格等の推薦)

第 5 条 総本部の規程に従い 昇段者を推薦するため 年 2 回の昇段試験を実施する。

2、昇格については総本部の規程に従い申請する。

イ 初段から三段までは支部講師が責任を持って行い、四段から十段までは責任講師が実施する。

ロ 昇段試験に合格した会員を会主・会長に報告し、会主・会長が総本部へ申請をする。

- ハ 総本部の規定による推薦申請も行う。なお、作詩課題は自由提出とする。
- 2、昇格については総本部の規定に従い申請する。
 - イ 支部講師が会主・会長に推薦して該当者を総本部主催の昇格試験を昇格試験を受験させる。
 - ロ その合格者を会主・会長が総本部へ申請を行う。
 - ハ 総本部の規定による推薦申請も行う。
- 3、その他 総本部の規程に従い 吟功章の表彰も会主・会長が総本部へ推薦する。

(指導部の任務)

第6条 吟詠会の吟詠指導を担当し、各種研修会を実施する。

- イ 指導部に 部長・副部長 (2名)・部員 (若干名) をおくことができる。
 - ロ 指導部長は、総本部主催の研修会に必ず出席する。
 - ハ 指導部は支部講師・分会講師に対して本部研修の取り次ぎ指導を行う
2. 責任講師及び指導部長の名において、指導者育成講座を継続的に行い、次世代の指導者を育成しなければならない。

(規程の改定)

第7条 本規程に定めなき事項が発生した場合は、常任理事会で決議するものとし、本規程を改定することができる。

(規程の施行)

- 第8条
- 1 本規程は 平成23年10月8日に制定。
 - 2 本規程の一部改正 平成24年5月20日より施行する。
 - 3 本規程の一部改正 平成25年9月22日より施行する。